

意見書

2024年7月29日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部料金サービス課 御中

〒151-0053
東京都渋谷区代々木 1-36-1 オダカビル6階
一般社団法人 日本インターネットプロバイダー協会
会長 久保 真
電話番号 03-5304-7511
メールアドレス info@jaipa.or.jp

「接続料の算定等に関する研究会 第八次報告書（案）」及び「トラヒック・ポンピングの発生に係る着信インセンティブ契約に関する業務改善命令の適用に関するガイドライン（案）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

		該当箇所	記載内容	意見案
1	1398-1552	第3章 卸電気通信業務の適性確保(卸検証ガイドラインに基づく検証) P51 ③事業者からの意見	<ul style="list-style-type: none"> • 事後的な検証・自己検証という位置付けであるため、不十分な説明に対する総務省や研究会による牽制効果も十分に働かない。これでは、検証の目的である「適正な交渉を促進するための透明性確保」に資する効果は限定的。仮に部分的な是正が図られたとしても、事後的な検証であるため、有効な効果が得られない可能性が高い。現に、接続料相当額と卸料金の差額について本研究会等で議論を進めている間に接続料の上昇が始まったため、接続料相当額に応じた卸料金の低廉化という目的を達することができず現在に至っている。 • これまでのNTT東日本・西日本の説明を踏まえれば、卸料金は接続料相当額とは関係なく、独自の理論で設定されていると考えられ、卸料金と接続料相当額の差分の検証により卸料金の透明性を確保するという卸検証の前提が崩れている。 • NTT東日本・西日本以外の有力な供給者も存在せず、競争も成立していない状況で、現在の仕組みにもはや意味はなく、卸業務に対する規律・検証の方向性を根本的に見直す時期。接続と同等レベルで規制・検証がなされるべきであり、卸料金のキャリアズレート化を実現すべき。 	事業者からの意見に対し、NTT東西から事業者が理解・納得する合理的な説明がなされていないのが継続した課題です。今後の協議のありようにつき総務省様での検討もお願いしたいと思います。

			そのような厳正な対応を早急を実施すべきと考えるが、現実的でないのであれば、直近で必須の対応として、卸検証において定量的な説明をロジカルに行うべき。	
2	1555-1563	P55 構成員からの意見	接続料と卸料金がリンクしていないという点で、(NTT東日本・西日本の)過去の説明によれば、単年度でなく複数年度で見ればもう少しリンクするとのことだったが、今回の検証結果を見たところそうでもないという認識を持った。接続料のトレンドとも必ずしも一致せず、代替性はそれほど強くないと思う。ワニの口までは言わないまでも開いていて、より関連していない。	構成員からの意見に賛同します。今回に至るまでのNTT東西殿による卸検証については、ガイドラインに基づく事後的な検証であり、加えて、NTT東西殿による「自己検証」という位置付けであるため、不十分な説明に対する総務省様や研究会による牽制効果も十分に働きません。これまでのNTT東西殿の説明を踏まえれば、卸料金は接続料相当額とは関係なく、独自の理論で設定されていると考えられ、卸料金と接続料相当額の差分の検証を行うことで卸料金の透明性を確保するという卸検証の前提が崩れていると思われます。 これでは、検証の目的である「適正な交渉を促進するための透明性確保」に資する効果は限定的であり、接続料相当額に応じた卸料金の低廉化という目的を達することができず現在に至っております。本研究会での定量的な説明がロジカルに行われ、卸検証が適切に行われるよう必要があると考えます。
3	1577-1584	P56 構成員からの意見	設備投資の回収リスクに配慮しなければならないという(NTT東日本・西日本の)説明だが、設備投資の多くが接続に関する投資であれば、接続料で回収されるはずであり、利用者料金や卸料金についての説明は、また別にあるべき。接続料が上がっていくとしても、突然需要がなくな	上記に同じ。

			<p>ることではないので、基本的に接続料で年々回収する形になっている。あるいは、卸料金が利用者料金マイナス販促費等で設定されていると見れば、利用者料金はそれなりに利益を出すものであり、取り漏れのリスクはそんなに大きくないようにも思う。それほど大きなリスクがあるのか少し疑問だ。</p>	
4	1616-1634	P57 (3) 考え方	<p>一方、本検証は、NTT東日本・西日本が指定設備のコストも踏まえて卸料金を決定していることを前提に実施されているものであるが、卸料金と接続料相当額の関係に関して、卸先事業者・構成員等からの指摘が寄せられており、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ どのようなスパンのコスト・市場環境を見据えて卸料金を決定しているのか、 ・ 接続料相当額以外の要素をどのように勘案しているのか、等の点で、必ずしも詳細かつ説得的な説明を行えているとは言えない。 <p>後述する点も含め、現時点では本検証を含む指定設備卸役務に関する制度の在り方を見直すべき状況にはないと考えられるが、この点の説明が不十分である場合、「その他の検証」の目的である適正な交渉を促進する為の透明性が十分に確保できていないとの疑念が生じ、結果として前提となる代替性に関する評価にも影響を及ぼしうること</p>	<p>過去の接続料・卸料金の傾向を比べれば、これまで、卸先事業者は接続料相当分に加え、多額の負担をしてきました。この負担により、NTT東西殿は既に「サービス開始当初から将来の需要を見越した設備等への投資」を補って余りある過回収ができていないのでしょうか。過年度も含めた光卸における投資と回収の状況を定量的に示していただきたいと思います。また、今後行われる「将来の需要を見越した設備等への投資」を卸料金で回収しているのであれば、今後の接続料との間で二重回収となっている可能性があると思われます。NTT東西殿が接続料相当額以外の卸料金の決定要因として説明している諸要素について、どのように『需要動向、競争状況、市場価格等の市場環境等』を勘案してきたのか、具体的に説明いただく必要があると考えます。</p>

			<p>になる。このことを念頭に、NTT東日本・西日本は、単なる時点更新に留まらず、本研究会の指摘や関係事業者のニーズを真摯に受け止めて、その内容を十分踏まえて検証を行い、本研究会はその状況を注視することが重要である。</p> <p>また、NTT東日本・西日本の説明によれば、令和2年度から令和4年度までにおける卸料金と接続料相当額の差額の拡大は、コロナ禍におけるリモートワーク拡大による需要増・景気悪化による資本コスト減少等が影響しているものであって、今後卸料金の値下げや接続料相当額の上昇によって縮小していく見通しとされているところ、本研究会では、差分の適正性に係る説明を注視し、今後の検討に結びつけていくことが適当である。</p>	
5	1639-1643	同上	<p>この点については、東西同一料金を設定している理由、背景等について、異なる事業体であるNTT東日本とNTT西日本から卸先事業者に対して十分な説明を行う必要がある。その上で、どの程度の卸先事業者が東西別の料金設定を要望しているか等について、NTT東日本・西日本から卸先事業者に対して確認し、その内容を踏まえ、NTT東日本とNTT西日本において検討・判断することが適当である。</p>	<p>東西の料金については、原価は東西で異なることは当然と思われる、事業者団体との協議の場において開示、説明が行われるべきと考えます。また料金政策のみならず、その背景となるNTT東西殿の各種インフラ、事業運営などの統合、合併等の経営政策にも関連する可能性もあり、そうした結果、料金検証がブラックボックス化してしまう事や、東西の規模の経済が強力に働き市場支配力が高まり本来の競争促進政策に逆行するなど、公正競争が担保されないリスクが生じる懸念もあり、慎重な議論が必要と考えます。</p>

6	2050-2053	第4章 卸電気通信役務の適正性の確保(特定卸電気通信役務の協議の適正化等) P70	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年12月にJAIPAとNTT東日本・西日本の間で卸協議のためのNDAを締結。協議を開始したばかりで具体的な成果は出ていないが、当協会の関与による団体協議の役割は重要。引き続き、NTT東日本・西日本が協議の場で不当な対応をしていないか、総務省の注視を希望。【JAIPA】 	NTT東西と卸契約を締結する個々の事業者とは両者間の交渉力の差が大きいことから、卸契約事業者側は業界団体としてNTT東西と交渉することが必要と考えられ、そのためのNDAなどの契約条件がようやく昨年末に整いましたが、まだ端緒についたばかりの段階で実質的には踏み込んだ協議はまだ十分に行われており、今後これを促進することが必要と考えています。そのため、総務省様の関与も含めた方策をお願いしたいと思います。
7	2103-2131	P72	<p><構成員からの主な意見></p> <p>卸先事業者等の意見を聞いてみると、情報開示が不十分で(事業者間協議が十分に機能していないとされた改正電気通信事業法施行前の) そのような当時の状況が、なかなか改善されていないと感じた。現在の制度の下では、卸料金の妥当性に関する十分な情報提供や説明がされておらず、卸先事業者は十分な予見性を得られていない状況にあるようだ。例えば情報提示義務の対象について、ガイドラインや省令で公開すべき情報として営業費関連の情報を入れているかどうか。</p> <p>➤ 「(接続料の) 短期的な増減をリニアに卸料金に反映させることは困難」とのNTT東日本・西日本の説明がそのとおりならそれで結構だが、卸先事業者等の意見は、</p>	情報提示義務の対象について、ガイドラインや省令で公開すべき情報として接続料相当額との差分、営業費関連の情報を入れることについて定めることに賛同します。卸料金の構成要素については、第七次報告書では、「より一層丁寧な説明を行うことが適当」と整理されたところですが、卸料金と接続料相当額の差額で回収するコストについては、NTT 東西殿より定性的な説明が積み上げられているのみで依然定量的な説明がないと認識しています。また各項目の多寡については定量的に示されるべきと考えます。本研究会に情報が適切に提示され、適切に検証が行われるべきと考えます。併せて情報提示義務については総務省様を中心として、市場のチェックを引き続き行った上で今後検討いただければと考えます。

		<p>接続料の変動を卸料金に反映できないなら、他の様々なコストの要因の説明が不十分で、結果的に予見性が不十分であるから、その説明をすべきというものだった。今回求められているのは、より丁寧な説明や情報開示であり、こういった説明の流れの中では、適当な要望だと思う。</p> <p>昨年6月に改正電気通信事業法が施行され、まだ半年少々経っただけの状況なので、情報提示義務については、もう少し状況を注視することが必要なのではないかと。総務省を中心として、市場のチェックを引き続き行った上で、施策が必要かどうかの検討に入るべき。</p> <p>卸役務に関する情報提示は、情報が筒抜けになるリスクもあるので全ては出せない点は（N T T東日本・西日本の）言うとおりのと思うが、接続と卸役務の格差の分析に必要な情報がまだ足りないという指摘があるのも確かなので、構成員限り・総務省限りで、N T T東日本・西日本から情報を提供いただくような形で、検証に役立てる情報を引き続き限定開示いただく形で対応してはどうか。</p> <p>情報提示については、提示により、協議が円滑化するとともに、卸先事業者の予見可能性が高まり、競争が活性化するというのが卸先事業者の説明と理解。営業費の絶対額、比率等の提示は難しいというのがN T T東日本・西日本の説明だが、営業費の推移を指数で示すこと等、工夫の</p>	
--	--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

			余地は否定していないように思われる。今後、具体的な検討に向けて前提条件等の整理を進めて行くことが妥当。	
8	2203- 2245	P75	<p><卸先事業者からの主な意見></p> <p>NTT東日本・西日本以外の有力な供給者も存在せず、競争も成立していない状況で、現在の仕組みにもはや意味はなく、卸役務に対する規律・検証の方向性を根本的に見直す時期。接続と同等レベルで規制・検証がなされるべきであり、卸料金のキャリアズレート化を実現すべき。【JAIPA】</p> <p>接続による代替性を高めるための方策として、料金の透明性が確保される前提でNGNのISP接続の実現が重要。NGNのISP接続が実現しない現状では、光サービス卸は接続との代替性はなく、「代替性なし」の判断を改めて求める。その上で、NTT東日本・西日本と当協会の協議の再開について、総務省の支援のもと、準備を進めたい。【JAIPA】</p> <p>➤ 提供先（接続事業者、卸先事業者）のリスクの大小はNTT東日本・西日本の収支に全く関係なく、NTT東日本・西日本の料金戦略を正当化する理由にはならない。【JAIPA】</p>	当協会が本研究会第80回でプレゼンしたように、光サービス卸は市場におけるその影響の大きさから、接続と同等レベルで規制・検証がなされるべきと考えます。NGNのISP接続メニューが実現しない現状では、今後接続と卸の代替性について改めて検証され、光サービス卸の接続メニュー化が検討されるべきと考えます。
9	2251- 2258	P76	<p>➤ 相対契約を基本とする制度趣旨を踏まえ、卸役務を過剰に規制するべきではない。少なくとも、昨年6月に改</p>	通信政策特別委員会公正競争ワーキンググループ（第4回）で当協会がプレゼンしましたとおり、NTT東西殿はFTTH市場

			正電気通信事業法・関連省令が施行され、新たな制度に基づく情報提示と事業者間協議を開始した後、大きな環境変化が生じていない中で、情報開示範囲の見直し等の制度見直しを行うのは拙速。	において 81%のシェアを有し、うち 71%を卸で提供している現状では、市場における極めて大きな影響力、卸先事業者に対する極めて大きな影響力より卸役務の規律は強化が必要と考えます。公正競争の確保の観点からは、特に指定設備を用いる卸役務の適正性等の確保が重要であり、厳格な検証及び接続との代替性の確保が求められています。
10	2255-2258	P76	代替性が不十分と整理された当初と比べて、当社光サービスの固定ブロードバンド市場への影響力は低下していることに加え、ワイヤレス固定ブロードバンドへの代替が進んでいることを踏まえると、光サービス卸の代替性再検証の必要はない。	ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービスは FTTH の工事完了までの短期間の利用や居住期間が短い学生などの利用等ある程度の需要に対しては代替性はあるものの、基本的には別のサービスと分類されと考えられます。上記に記載の通り、NTT東西殿の市場での影響力は依然として極めて大きく、光サービス卸の代替性の再検証は不可欠と考えます。
11	2285-2296	P77	制度開始後半年程度経過したのみであり、今後、事業者間協議が進展する可能性があることや、上記の通り評価すべき点・注視すべき点が混在していることを踏まえると、現時点において、更なる制度的対応の要否等について結論を出すべき状況とは言えないのが現状といえる。ただし、特定卸役務制度の趣旨が「事業者間協議が実質的・活発に行われるための環境整備を図る」ことであることを踏まえると、本研究会の報告書とりまとめ以降、卸料金の低廉化・提供条件の柔軟化の状況や、事業者間協議の状況に係る定点把握を継続する必要がある。	団体協議を含む事業者間協議は今後実施していくものの、事業者間協議における NTT 東西殿からの情報に開示等は進んでおらず、総務省様による今後の協議進展の促進、追加的な措置のご検討をよろしくお願いいたします。

			<p>その際、本研究会の報告書とりまとめ以降一定期間を経過してもなお、本研究会における確認の結果、卸先事業者と卸元事業者の真摯な協議が十分に進展した等と認められない場合、事業者間協議の進展を促す観点から、協議の円滑化に資するものとして提案があった事項を開示対象とすることも含め、追加的な措置を検討することが適当である。</p>	
12	4626-4667		<ul style="list-style-type: none"> • また、もう少し平面的ではなくて構造的に問題把握したいと思う。申込から開通の幾つかの工程での県別等のデータをまず広く見て、改善策も含めてこれから見ていく必要があるのではないか。また、データを見ていると、特定の県や地区で非常にほかと違った遅れの大きいところがあるので、深掘りして、工程のどの部分で大きな問題が起こって、東西の差や地域の差で大きな負担をユーザーに課すようなことが起こっているのか、少し深掘りした議論も必要だと思う。総務省においても、議論の進め方を検討いただきたい。 	<p>左記の指摘に賛同します。また、当協会が本研究会第83回で指摘しましたように、「ミクロでは、改善・克服すべき課題が依然として存在」しており、考え方にあります「NTT東日本・西日本においては、個別事象という説明にとどまるのではなく、克服すべき課題の解決のために引き続き接続事業者等との協議を継続し、原因を具体的に特定した上で、必要な対策を講じることが適当」という考えに賛同します。</p>